



2018年12月18日

各 位

会 社 名  **日医工株式会社**  
NICHIIKO  
(証券コード 4541 東証第1部)  
代表者名 代表取締役社長 田村友一  
お問合せ先 執行役員 社長室長 東 満之  
TEL 076-442-7026

### 第9回新株予約権（行使価額修正条項付）における ターゲット・プライス条項の撤廃に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2018年5月8日に発行いたしました第9回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）に関し、割当先であるSMB C日興証券株式会社との間で締結いたしましたファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）に基づき、本ファシリティ契約で規定したターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）を撤廃することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 銘柄名

日医工株式会社第9回新株予約権（行使価額修正条項付）

#### 2. ターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）の撤廃日

2018年12月19日

#### 3. 本日時点における未行使残存個数（株式数）

56,500 個（5,650,000 株）

（内、ターゲット・プライスに基づく行使制限の対象となる未行使残存個数：56,500 個（5,650,000 株））

#### 4. ターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）を撤廃する理由

当社は、本ファシリティ契約において、SMB C日興証券株式会社に対し、本新株予約権の一部（発行した本新株予約権数 113,000 個の内、半数にあたる 56,500 個）（以下「ターゲット・プライスに基づく対象本新株予約権」といいます。）について、当社の普通株

式の普通取引の終日の売買高加重平均価格がターゲット・プライス（2,045円）以上となった場合に限り行使できるものとする（以下「ターゲット・プライス条項」といいます。）、及び、ターゲット・プライス条項については、株価動向等に応じた柔軟かつ早期の資金調達を企図して、当社に喫緊の資金需要がある場合等においては当社の取締役会決議により撤廃が可能である旨を規定しておりました。

なお、本日現在までにおいて、本新株予約権のうちターゲット・プライスに基づく対象本新株予約権以外の56,500個については、割当先であるSMB C日興証券株式会社によりその全てが行使されております。

当社は、本新株予約権による調達資金については、2018年4月4日付「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項、ターゲット・プライス条項付）の締結に関するお知らせ」で公表の通り、エルメッドエーザイ株式会社（以下「エルメッドエーザイ」といいます。）の株式取得資金及び借入金返済資金を確保することを目的としております。このうち、エルメッドエーザイの株式取得資金については、既に同社発行済株式の33.4%を取得し、本新株予約権による調達資金を充当しております。また、両社での戦略提携は順調に進捗しており、今後も、当初予定通り2019年4月に残部66.6%（株式取得対価11,322,000,000円）の取得を予定しております。

本新株予約権の行使による資金調達額は実際の行使状況によって決定されるため、支出予定時期までに調達できていない場合には、一時的に自己資金及び銀行借入等により充当することとしておりました。

一方、当社を取り巻く事業環境に関しては、国内では、政府により経済・財政再生計画の新たな工程表が作成されるなど、医療費の伸びの抑制、価格の安い後発医薬品の普及などを織り込んだ社会保障制度改革のスピードは、さらに上がることが想定されます。このため国内の後発医薬品業界においては競争激化により、想定しておりました以上に業界再編への動きが一層進むものと思われれます。また海外における、政治的あるいは外交的な対立は、世界経済を不安定にする要因として懸念されることから、我が国及び当社に及ぼす短期中期的な影響は不透明なものと考えられます。

当社としては、このような環境の中、本新株予約権においてターゲット・プライス条項を設定しておくことは、本新株予約権の行使を滞らせてしまうことともなりかねないと考えています。

当社は、当社を取り巻く事業環境を踏まえて将来の成長戦略の実現に備え、エルメッドエーザイの株式取得に向けた資金の確保が図れるよう、将来見込まれる上記市場動向等を見据え、本新株予約権による調達を早期に実現することが重要と判断し、今般ターゲット・プライス条項を撤廃することを決議いたしました。

なお、今般のターゲット・プライス条項の撤廃により、本新株予約権の行使による調達額に影響を与える可能性があります。エルメッドエーザイの株式取得資金の調達を確実に

にすることは、将来的な企業価値の向上に繋がるものであり、既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

(注) 本新株予約権の詳細につきましては2018年4月4日付「第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及びファシリティ契約(行使停止指定条項、ターゲット・プライス条項付)の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

5. 今後の見通しについて

本件が当社の業績に与える影響はございません。

以 上